

目次

A II 5 -CR-1st-1★付審判請求20210302.....	2
A II 5 -CR-1st-2★証拠追加20210302.....	10
A II 5 -CR-1st-3★7号証.....	11

付審判請求書 A II 5

令和 3 年 3 月 2 日

前橋地方裁判所 御中

申立人

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

請求の趣旨

告訴事実の通り、申立人が、令和 3 年 1 月 26 日に、前橋地方裁判所民事第 1 部裁判官の渡邊和義、を公務員職権濫用罪等で告訴したところ、前橋地方検察庁検察官検事の上村正から、令和 3 年 2 月 26 日付で不起訴処分の通知を受けた。

しかしながらこれは、後述の通り、被告訴人に合理的根拠が無い、との①当り前の②訴えを、③合理的根拠無く無視している。

私の訴えとは、5 号証の通りであり、その要点は後述の「原事件の焦点」である。

要するに、告訴の手続目的に背いており、妨害した正当な理由も無い。

なお現在、当該不起訴処分理由告知書を請求中であるが、ご承知の通り、同書の不起訴裁定主文とは、理由とは名ばかりの、原因別類型の名称に過ぎず、要するに、告訴事実(嫌疑)のどこをどのように否定したのか?という、実質的な理由が全く無いので、社会通念上、これでは正当な理由にはならないが、その旨は同庁には既に抗議済であるので、今後も実質的な理由を開示しない方針であることは、経験的に明らかである。(7 号証)

また、合理性の無い国家権力の行使が許されないのは、もとより当然である。

このように、簡単にできるはずの実質的な理由の告知を敢えてしないことは、故意の職権濫用による隠蔽の証左であり、したがって、本不起訴処分には理由が無く、全部不服なので、刑事訴訟法 262 条により、当該事件を貴所の審判に付することを請求する。

対象事件番号 前橋地方検察庁 令和 3 年検第 230 号

請求の原因

These judgements are obviously absurd and mad abuse!!!

貴方がたの狂気は、私法発動の大義名分を、私に与えている。

「法治國家の破壊者達よ、觀念せよ!」公務員職権濫用罪と犯人隠避罪と脅迫罪である。

★合理的根拠の無い不起訴処分である

権限行使の不合理を訴えているのに、一度もそれを検証した機関が無い狂気。

合理的根拠が無いのに手続には成り得ないが、それを訴えても尚、認めようとしない。

これらの白痴化、無条件の欺瞞・狂気は、後述の通り、国家的な社会通念の偽装である。

つまり、常に広義の、判例違反、差別、職責違反、手続妨害、であるから無効である。

1 不起訴処分理由告知書（様式第 119 号）の裁定主文は実質的な理由にはならない

たとえどれだけ取扱実績が有ろうとも、不起訴裁定主文とは原因の分類名に過ぎず、告訴事実のうち、どこをどのように否定したのか？という実質的(合理的)理由が無いので、社会通念上、理由になり得ないこと(同書の様式的瑕疵)は誰でも解るから、これだけをもって理由とするのは、同規定の立法趣旨に違背しており、職権濫用の誹りを免れない。

なお実務上は別途、口頭により補足説明しているのが実態と推定される。

2 実質的な理由を訊ねても答えなかつことは告訴の妨害である

答えようとしない以上、詳しく反論することもできないが、少なくとも言えることは、私が訴えた当り前のことのいずれかを、必ず否定している(公序良俗の偽装の陰謀)。

3 したがつて、本不起訴処分には合理的根拠が無いとしか説明できない

また、理由が無いことは充分に自覚できるはずなので、故意と言える。

当該告訴状に記載した当り前の数々を無視した点は、特に、検察の理念「4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。」に違背している。

被告訴人と前橋地検の主な不当性

被告訴人に合理的根拠が無い、との①当り前の②訴えを、③合理的根拠無く無視している。

以上の 3 点から、この不起訴処分の手続的無効性や妨害性は、あまりにも自明過ぎる。

捜査機関が訴えた犯罪被害を合理的根拠無く無視すれば、当り前の職責(法令)違反である。

要するに、その態様として、歴然たる告訴の妨害であり、職権濫用の極みである。

なお今回は、上記の 3 つの無効性のうち、私の①当り前の②訴えを無視した観点に絞る。

これは、③合理的根拠が無い点を立証する為には、まず私の訴えの詳細を示す必要が有るが、それによって本書が膨大になることを避ける為である。

私の訴えが無視できない要素であることと、それを実際に無視していること、つまり、脱漏ないし理由不備ないし片手落ち、を文面上で確認するだけで事足りるからである。

全ては欺瞞国家の陰謀である(3,4 号証)

これらは全て、「(私の場合に限り)不当ではない」の旨の虚偽(判例違反・職責違反)を言い張っているに過ぎず、全日本人が私への包囲網の確信犯として通謀し、当り前の違法性を認めないことによって皆で犯罪を正当化し、一方で、私の判例だけを永久にタブー扱いして封印することによって、判例一般の持つ同様事例への拘束力に因る社会秩序の混乱を避ける狙いの、社会通念の国家的偽装の陰謀である。繰り返すが、恣意性一覧表の各事件は、其々が当り前の犯罪であり、個々に包囲網の実在を示唆しているうえに、それらの稀有な事件が申立人に集中していることの因果関係ないし相互関連性を総合するならば、包囲網の実在に疑いの余地は無い。

当り前のことと常に無視する不当性

無視したものは、いずれも「合理的な疑いを超える程度の確信」を得られる、判決への影響が必至の基礎事実ないし主要事実である。

つまり、常に広義の、判例違反、差別、職責違反、手続妨害、であるから無効である。

なお、当り前のこととは、法令、経験則又は論理則、蓋然性、などであり、その不当性は、

第一に、反社会性であり、不合理の極みなので、公の秩序又は善良の風俗に反する事項(社会通念の偽装)を目的とする法律行為(判断)と言え、公序良俗違反(民法 90 条)である。

第二に、人権侵犯性であり、「お前を認めない」(名誉毀損)、または、「お前を消すぞ」(殺意ないし脅迫)など、公然たる無言の害意の表示としか解釈できず、自決権(憲法 13 条)や生命に対する権利(憲法 13 条)や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)や裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害である。

また、予見可能性(訴えと職責)に基く結果回避義務違反なので、手続(告訴)妨害であり、公正な裁判所(民訴法 2 条)違反であり、信義に従った誠実な義務の履行(判断)とは言えないので、著しく信義則(民法第 1 条 2)違反であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法 239 条 2)違反であり、「職務を怠り」(裁判所法 49 条)であり、非行(国家公務員法 82 条)であり、信用失墜行為(国家公務員法 99 条)であり、憲法遵守義務(憲法 99 条)違反である。

犯罪事実(再掲)

告訴事実 1 原告の私の訴えを合理的根拠無く無視した棄却判決(1,2 号証)

20190926、前橋地方裁判所(群馬県前橋市大手町 3 丁目 1 番 34 号)22 号法廷において、渡邊和義は、包囲網として通謀して、私への脅迫の意図を持って、前橋地裁民事第 1 部 A 係の前橋地裁 H30 ワ 413 慶謝料請求事件の裁判長裁判官として、公正な裁判を行うべき職務を装って、その職権を濫用して、後述の通り、原告である私の訴えを、合理的根拠無く無視した、その手続的無効性が誰にも自明な、社会通念上裁判とは呼べない、棄却判決を行った。

更に特筆すべきは、私が訴えた元々の不法行為 1 (②私への脅迫の為の殺人の存在(主要事実)と、③埼玉県警による同殺人の交通事故への偽装(基礎事実))、を判決から脱漏させたことであり、それらが残りの 4 つの不法行為の前提であるがゆえに、判決としての致命的瑕疵と言える。

言い換えると、「合理的根拠無き無視」という埼玉県警の不当性を一審も繰り返した。

全不法行為が合理的根拠を欠いており、訴えの実質的な無視と言えることから、歴然たる法令(職責)違反であり、手続妨害であり、職務上の故意または過失による人権侵害であり、不法行為であると訴えたのに、正当業務行為と判定した。

要するに、①全趣旨を考慮したが、②違法性は無い、旨の結論だが、この 2 点とも虚偽である。

実質的根拠が無いことが不当だと訴えているのに、それを一切無視して、外形面だけを理由に適正であると判定しているのだから、職責放棄の呆れ果てた倒錯としか言い様が無い。

全てが実質的に理由が無く、理由が無い以上は全趣旨を考慮したとは言えず、したがって違法性は無いなどとは言えない(論理則違反ないし片手落ち)。

これらは当り前に、私の訴権(自決権(憲法 13 条))や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)や裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害なので、無効な判決である。

このように、自由心証主義ないし事実認定の基本原則を遙かに逸脱しており、裁判所として有り得ない瑕疵なのに、全不法行為で、更には別件(告訴状 A II 等)でも、重ねていることの相互関連性をも総合すれば、明らかに故意の害意である。

詳しくは後述の私の訴え(1 号証)や当該判決書(2 号証)の通りだが、要点を列挙すれば、

1 埼玉県警の歴然たる法令(職責)違反を無視したこと

警察が、犯罪被害の訴えを、合理的根拠無く無視すれば、当り前に法令(職責)違反である。

埼玉県警は外形的に対応したに過ぎず、実質的に何一つ検査していない。

2 天文学的に超高度の蓋然性の数々を無視したこと(事案解説責任の放棄)

①警視庁による被害届の隠蔽(主要事実)、②私への脅迫の為の叔母の殺害(主要事実)、③埼玉県警による殺害の交通事故への偽装(基礎事実)、④脅迫殺人の真相究明の訴えのサワダによる隠蔽(主要事実)、⑤検査要求の内容証明の無視(基礎事実)、⑥ニイムラの事件性の無視(基礎事実)、⑦ナガセの事件性の無視(基礎事実)、⑧カクタの嘘と事件性の無視(基礎事実)、など。

職責放棄の無効な判決である

この一審の主な不当性は、理由(合理的根拠)が無いこと(示していないこと)である。

そもそも裁判一般の本質は、紛争の解決の為に、①中立機関が、②紛争原因に対して、③正当な基準を適用して、法的拘束力の有る最終判断を示すこと、である。

然るに、②紛争原因を無視して(誤って)おり、③正当な基準を適用していない(偽装)。

したがって形式面からも内容面からも、およそ私の裁判とは呼べず、無効である。

これは法的には、「請求の原因」に當る要素を無視しており(裁判の脱漏、自由心証主義の逸脱)、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」(日本国憲法 76 条○3)、「口頭弁論の全趣旨をしん酌」(民訴法 247 条)、に違反している。

警察の組織的隠蔽であること(各事件共通)

警察が、犯罪被害の訴えを、合理的根拠無く無視した、当り前の、法令(職責)違反である。

予見可能性に基く結果回避義務違反の典型であり、手続妨害であり、人権侵害である。

つまり、常習的な、理由を告知しない受付拒否(犯搜 61 条違反)と言え、警察法 2 条(個人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防)、刑訴法 189、239 条 2、犯搜 4、5 条、犯搜 63 条、刑訴法 242

条、などの法令(職責)違反であり、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いずれも憲法 13 条)や、平等権(憲法 14 条)の侵害である。

それ以前に、信義則(民法 1 条)違反であり、公序良俗(民法 90 条)違反である。

渡邊和義に対し、公務員職権濫用罪(刑法第百九十三条)

告訴事実 1により、渡邊和義は、既述の通り、包囲網として通謀して、上記の犯人隠避罪や脅迫罪を行う為に、既述の職務を装って、その職権を濫用して、実質的な司法拒絶の形で判決の不当性を演出することによって、憲法遵守義務に反して当該訴訟と私の権利行使を妨害し、裁判の公正という公益を侵害し、また一方で、私に本来は義務も必要も無い本告訴状を作らせたので、違法であり公務員職権濫用罪である。

原事件の焦点

原事件の概要是当該告訴状の通りであるが、以下のように、更に要約する。

●警視庁 1 警視庁が私の被害届を無視し、害意を暗示した (99.99%)

2009.1.19 10:19 に、私が練馬郵便局(東京都練馬区豊玉北 6-4-2)から警視庁本部(東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 1 号)に簡易書留で送った、2009.1.18 付被害届(A-1 号証)を、警視庁の不詳 1 は完全無視(shut out、理由を告知しない受付拒否)した。

同被害届の内容は、包囲網による私への不買運動(タクシー営業の妨害)などの威力脅迫行為の摘要要請であり、警視総監宛で、一ヶ月後の回答期限を冒頭に明記して有った。

これは後述の通り、①無視できない 8 項目を明記していたこと、②回答要請を明記していたこと、などから、外形的にも、あまりにも自明な法令(職責)違反と言え、それを敢えて実行したことが、当り前に、警視庁の害意を暗示している。

法令違反は、正当業務行為どころではなく、少なくとも、不法行為である。

A 無視できない 8 項目の記載を無視 (A-1 号証)

(1)★(3 頁)顔パス(拳手した乗客の逃亡) 稀有な人為現象

(2)★(3 頁)その顔パスが、毎乗務 10 回以上も日常的に起きた蓋然性 天文学的超高確率

(3)★★★(5 頁)会社の平均売上額の連動(下落)現象(2007 から 2009 年) 不買運動の証左

これらは公知だったので、私と同じ出番日(巻き添え)を回避しようとする乗務員が相次ぎ、タクシー各社はパニックに陥り、社会問題化し掛けた。

おそらくはこの不都合な真実を解消する為に、2008 年頃から、包囲網が引き籠り運動を展開したことにより、首都圏の夜の街は大恐慌に陥った。

私の叔母の殺害には、この、夜の街の住人達から私への逆恨みと、この連動データの口封じと、2 つの脅迫目的が有ったと思われる。

★危険運転による、生命への無言の脅迫

(13 頁)大型車の編隊による高速道路への合流妨害、(18 頁)対向車の幅寄せ(センターラインオーバー)

B 冒頭頁の回答要請と期限を無視 甚だしく信義則違反

C 歴然たる法令(職責)違反 前例無

★★犯罪捜査規範 61 条違反 理由を告知しない受付拒否

★★★犯罪捜査規範 65 条違反

内容不明の場合、「本人から補充の書面を差し出させ(中略)なければならない」。

★警察法 1 条違反 「個人の権利と自由を保護」

★★警察法 2 条 2 項違反 「個人の生命の保護」や「犯罪の予防」

●警視庁 2 埼玉県警 1 私の叔母を殺害し、事故に偽装 (②99.80%)

2009.2.20 午前 6 時 20 分頃(AII-1~4号証)、埼玉県さいたま市中央区桜丘二丁目の国道 17 号交差点付近において、伊勢崎友信と警視庁の不詳 1は事前通謀して、私への脅迫の意図を持って、私の叔母の太田まり子を待ち伏せし、側道を直進中の同人の自転車を狙って、殺意を持って 17 号を左折して衝突させ、重症頭部外傷等を負わせ、もって、同日午前 8 時 39 分頃、同区上落合 8 丁目 3 番 33 号所在のさいたま赤十字病院において死亡させた。

なお埼玉県警の不詳 1も、同人らと事前通謀して、その後、司法解剖した監察医と事前共謀して、他殺の疑いが極めて強いのに、同死体検案書の所見欄に、死因は交通事故との虚偽を記載させ、

2009.3.3 に伊勢崎友信を撲滅犯として逮捕し、自動車運転過失致死罪として送検する(AII-10,11 号証)、など、同殺害を交通事故に偽装した。

この叔母の死の真相は、当り前に、私への脅迫の為の殺人であり、その根拠は主に、

①既述の通り、警視庁が被害届を無視したことが、何らかの害意を極めて強く暗示していた状況にあって、
②まさしく同被害届の回答期限日当日に、私の叔母が変死したことによって、「先の被害届を忘れなければ、この叔母のように、お前も殺すぞ」との、警視庁の害意の内容が明かされた恰好であること、また、同様の状況設定のドラマや小説も多いことから、経験則として誰でもそう感じること、何よりも当り前に、③この二つの稀有が重なる偶然確率は天文学的に低いこと、などである。

更には後述の通り、この事故の多数の不審点と、直接証拠が無いことである。

★私への脅迫の為の殺人の蓋然性 以下の(1)から(5) 天文学的超高確率

(1)被害届の完全無視(歴然たる法令違反)が暗示する警視庁の害意(99.999999%以上)

(2)同被害届の回答期限当日の叔母の変死(99.80%以上)

(3)警視庁サワダの、脅迫の為の殺人の訴えの隠蔽(99.00%以上)

(4)叔母の変死には不審点が多数有る(99.9999999%以上)

A ▼事故現場の手前が見通しの良い長い直線である不審(AII-3号証)(99.99%以上)

B 巻き込みでもないのに死亡に至っている不審(90.00%以上) 直角の左折直後

- C ▼ 司法解剖の実施経緯の不審(A II -10,11 号証)(90.00%以上) 廣橋絹代の証言との矛盾
「他殺か病死の可能性も有るので、解剖させてほしい」(A II -10 号証)
- D ▼ 逮捕の決め手の映像を、公判の証拠にしていない不審 99.00%以上
- E ▼ 交通事故として当り前の物証が一切無い不審(90.00%以上)
- F 被疑者の行動の必然性の有無(99.00%以上) 待伏せの疑い
- G 殺意を否定する証拠が無い不審(99.00%以上)
- H この事故のその他の事件性(90.00%以上) 平日の 17 号で目撃者が居ない不審 | ▼
- ▼▼▼▼ 殺意の疑いに触れない公判(A II -甲 10)の不審(99.99999999%以上)

これぞ一連の社会通念の偽装の元祖である。

(5)恣意性一覧表(4 号証)は包囲網実在の証左(99.99999999%以上)

この表こそは包囲網実在の証左なのに、内容に触れた機関が無い狂気。

警視庁 3 サワダによる、殺人の真相究明要請の隠蔽 (99.00%)

2009.3.3 午後、警視庁東村山警察署(東京都東村山市本町 1 丁目 1 番地 3)において、私がサワダに、脅迫殺人の真相究明と包囲網の摘発を要請した事実を、警視庁が隠蔽した。

警視庁 4 2016.6.6 内容証明(A-3,4 号証)の完全無視 (99.00%)

2016.6.6 11:55 に、私が前橋中央郵便局(群馬県前橋市城東町 1-6-5)から警視庁本部(東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 1 号)の警視総監宛に送った、脅迫の為の殺人の真相究明の検査要求の旨の内容証明便を、警視庁の不詳 2 は、合理的根拠無く、完全に無視した。

埼玉県警 2 2016.6.6 内容証明(A II -5、6 号証)の完全無視 (99.00%)

2016.6.6 11:55 に、私が前橋中央郵便局(群馬県前橋市城東町 1-6-5)から埼玉県警本部(埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1)の本部長宛に送った、検査要求の旨の内容証明便を、埼玉県警の不詳 2 は、合理的根拠無く、完全に無視した。

内容は、①警視庁による被害届の隠蔽と、②私への無言の脅迫の為の殺人と、③埼玉県警による殺人の交通事故への偽装と、④警視庁サワダによる真相究明の要請の隠蔽、だった。

●反論 埼玉県警が内容証明を受領した証拠は無い旨(一審 5 頁)

★★★★★文面と配達証明が有り、警視庁には届いているのに、郵便局印が無いだけで、釈明もせず、被告に提出もさせずに、「証拠無し」とは、とんだ事案解明責任の放棄である。

埼玉県警 3 ニイムラの事件性の無視(A II -7 号証)(判決書 6 頁)

埼玉県警 4 ナガセの事件性の無視(A II -8 号証)(判決書 8 頁)

埼玉県警 5 カクタの事件性の無視(A II -9 号証)(判決書 10 頁)

<u>★犯罪捜査規範 61 条違反</u>	理由を告知しない受付拒否	理由不備
<u>★犯罪捜査規範 65 条違反</u>		理由不備

内容不明の場合、「本人から補充の書面を差し出させ(中略)なければならない」。

★警察法 1 条違反

「個人の権利と自由を保護」

★★警察法 2 条 2 項違反

「個人の生命の保護」や「犯罪の予防」

挙証方法

- ・渡邊和義の、①当り前の②訴えを、③合理的根拠無く無視した判決 1,2 号証
- ・渡邊和義や上村正の動機である、包囲網の実在 3,4 号証
- ・申立人が当り前のこと訴えていたこと 5 号証
- ・上村正が本不起訴処分の実質的理由(合理的根拠)を示そうとしていないこと 7 号証
- ・上村正の、①当り前の②訴えを、③合理的根拠無く無視した不起訴処分 1~7 号証
以上

告訴 A II 5 証拠説明書 20210302追加(付審判請求)

番号	標目	媒体等	立証趣旨
5号証	令和3年1月26日付 同日提出の告訴状 一式	プリント 20210302 私が作成	立証すべきは、 <u>私が令和3年1月26日に当該告訴状一式を提出した事実とその内容です。</u> 内訳は、告訴状 A II 5 と証拠説明書と1から4号証と令和3年1月27日付補充書と令和3年1月28日付補充書です。
6号証	令和3年2月26日付 の不起訴処分通知 書	コピー 20210226 上村正作成	立証すべきは、 <u>上村正が2月26付で前項の事件への不起訴処分を行ったこと</u> です。 <u>前橋地方検察庁 令和3年検第230号</u>
7号証	20201207付の前橋 地検への抗議書	プリント 20201207 私が作成	立証すべきは、 <u>同日、不起訴処分の理由の不告知について、この書面で包括的に抗議したこと</u> です。 <u>前橋地方検察庁長官宛の「不起訴処分の理由の不告知に対する抗議書」。</u> 不起訴処分理由告知書の不起訴裁定主文とは、理由とは名ばかりの、 <u>原因別類型の名称に過ぎず、要するに、当該告訴事実</u> <u>(嫌疑)のどこをどのように否定したのか?という、実質的な理由が全く無いので、社会通念上、正当な理由とは見做せない。</u>

前橋地方検察庁長官 殿

不起訴処分の理由の不告知に対する抗議書

今井 豊

日頃は大変お世話になっております。

さて、掲題についてはかねてより個別に担当検察官に指摘申し上げて来たところですが、その後いっこうに改善が見られない為、本書を提出させていただきます。

捜査機関は、理由も無く当り前の犯罪を否定できません(経験則違反ないし論理則違反)。理由が無いことは容易く自覚できるはずなので、経験則違反とも論理則違反とも言えます。捜査機関が合理的根拠無く訴えた犯罪被害を否定すれば、当り前に、職責(法令)違反です。私が申し上げる迄も無く、合理性の無い国家権力の濫用が許されないのは人権の歴史から見て当然であり、まして検察庁は刑事的な起訴独占機関ですから、なおさらです。具体的には、告訴状に記載した蓋然性の数々を無視しているので、特に検察の理念「4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。」に違背しています。

私のような素人が独力で告訴状を受理してもらうまでの苦労が全く解っていません。

1 不起訴処分理由告知書（様式第119号）の裁定主文は実質的な理由になりません

検察庁の一般的取扱として、不起訴裁定主文のみの記載が既成事実化されつつあるようですが、たとえどれだけ実績が有ろうとも、不起訴裁定主文とは原因の分類に過ぎませんので、告訴事実のうち、どこをどのように否定したのか？ という実質的(合理的)理由が解らないので、社会通念上の理由になり得ず、社会的妥当性を欠いていることは誰でも解りますから、この書面だけをもって理由とするのは、規定の立法趣旨に違背しており、職権濫用の誹りを免れません。(制度的瑕疵)。

2 実質的な理由を訊ねたのに答えなかったことは告訴の妨害です

したがって、実務上は別途、口頭により告訴人に補足説明しているのが実態と推定されますので、当該検事が当り前の抗議を無視して簡単にできるはずの実質的理由の告知を一切拒否して来たことは、私への差別と隠蔽の疑いを強く感じております。

3 したがって、別紙の各不起訴処分には合理的根拠が無いとしか解釈できません

以上の理由から、不起訴の実質的理由の告知について、貴庁としての改善を要望します。また、私としては当面、以下のように対応します。

①必ず不起訴処分理由告知書の交付を求めます(過去の未入手分も一括で請求します)。

②それに加え、口頭で実質的理由の告知を求め、録音します。

当り前のことを必ず否定ないし看過しているはずですが、特に付審判請求書を書くに当り、不起訴処分の不当性を詳しく摘要することができません。

以上